



愛知県議会議員  
かわしま太郎

県政  
レポート  
Vol.17

CSFは2018年9月に岐阜県の養豚場で発生以来、関連農場も含めると10の府県に広がっており、愛知県でも18例、47農場でCSFが発生しております。  
愛知県では現在、徹底的な防疫措置を行いながら、飼育豚への予防的ワクチン接種や野生イノシシへのワクチン散布など、できる限りの手段を講じて、さらなる発生を防止しています。  
また、CSF発生以来、養豚農家の支援や県産豚肉の風評被害対策等に取り組んでおります。今後ともCSF対策に精一杯取り組むことをお約束するとともに、今回の特集で正しい知識を持っていただき、安心して県産豚肉を召し上がっていただきたい、と切に願っております。



愛知県議会議員  
かわしま太郎

# シー エス エフ<sup>※</sup> CSFは人に感染しません!

※CSF: Classical Swine Fever (直訳すれば古典的な豚の熱病となります)の頭文字です。以前は、「豚コレラ」と呼ばれていましたが、人のコレラと混同され不安を招く恐れがあることから、CSFと呼ぶことになりました。また、令和2年2月に「家畜伝染病予防法」が改正され、「豚熱(ふたねつ)」の名称に変更されています。

## Q1. CSFってどんな病気?

**A1. 豚とイノシシの病気だよ**  
CSF(Classical swine fever)は、CSFウイルスの感染による豚とイノシシの病気です。強い伝染力と高い致死率が特徴で、家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されています。このため、発生した農場では、飼養豚等を対象に防疫措置を行うこととしています。

## Q2. これまでに、CSFの発生はあったの?

**A2. 日本では明治20年に発生!**  
明治20年(1887年)、我が国で初めてCSFの発生が確認されました。昭和44年(1969年)に生ワクチンが開発され、発生が激減し、平成4年(1992年)を最後に発生は確認されていませんでした。

## Q3. CSFウイルスは、人に感染するの?

**A3. 人には感染しないよ!**  
CSFは豚とイノシシの病気です。人には感染しません。

## Q4. CSFにかかった豚の肉は、市場に流通するの?

**A4. 検査に合格しないと流通しないよ**  
豚は、と畜場法に基づき、全頭、都道府県等のと畜検査員(獣医師)が異常や疾病がないか検査し、合格したものだけが市場に流通することになっています。と畜場でCSFであると確認された肉や内臓等については、検査不合格となり、市場に流通することはありません。

## Q5. 平成30年9月の発生から、どのような対策をしているの?

**A5. 養豚場と野生イノシシへの対策だよ**  
CSFの対策については、平成30年9月の発生以降、衛生管理の徹底、早期出荷促進対策、防護柵の設置支援、捕獲強化や経口ワクチンの散布などの野生イノシシ対策等を実施してきました。

## Q6. 今回、CSFワクチンを接種するのはどうして?

**A6. 野生イノシシからの感染防止のため!**  
CSFの防疫措置は、早期発見と感染した豚の処分を原則としています。CSFワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができますが、無計画かつ無秩序なワクチン使用は、感染した豚の存在を分かりにくくします。このため、予防的ワクチンの接種を原則行いません。  
今般、野生イノシシにおいて、CSFの感染が拡大しており、衛生管理の向上等を図っても豚への感染防止が難しい場合に、豚への感染リスクが高い地域において、豚を対象にワクチンを接種し、CSFの発生を予防することにしました。

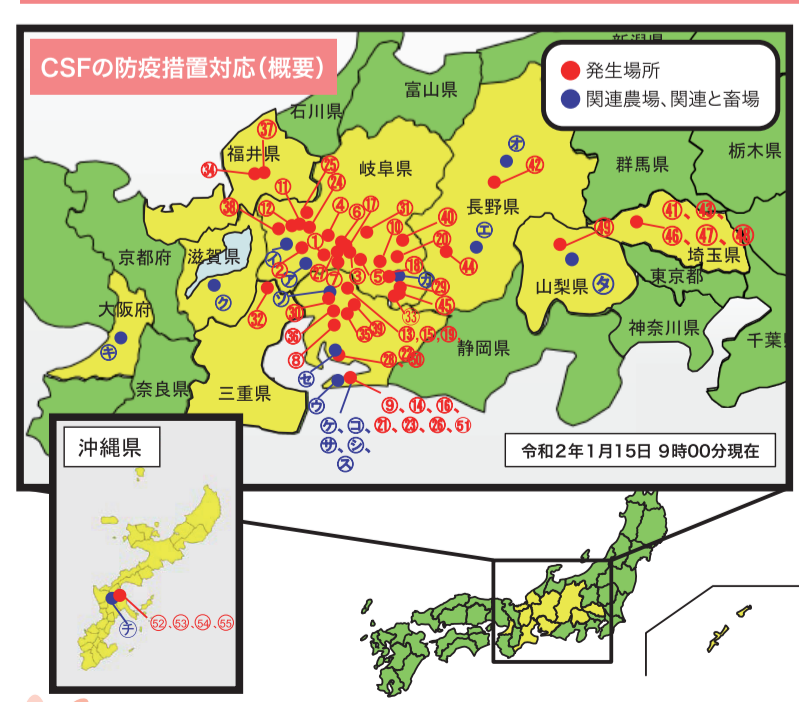
## Q7. CSFワクチンを日本で使ったことはある?

**A7. ほとんどの豚に使っていたよ**  
昭和44年(1969年)から平成18年(2006年)まで、37年間にわたって、国内でほとんどの豚に使用していました。

## Q8. 37年間、CSFワクチンを接種した豚の肉を食べて、人の健康に影響を及ぼした事例はあるの?

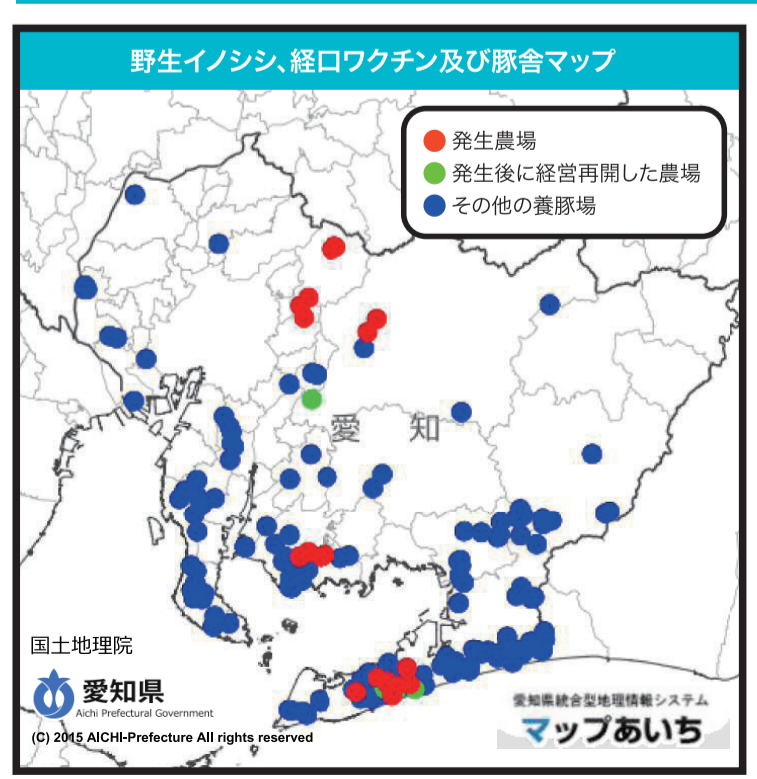
**A8. 影響があった報告はないよ!**  
法律に基づき、承認された医薬品は販売後に実際に使用した際の安全性等の情報を収集していますが、CSFワクチンを接種した豚の肉を食べて、人の健康に影響があったという報告はありません。

## 国内のCSF発生状況 55事例【防疫措置対象：94農場、4と畜場、162,288頭】



埼玉県	発生農場	6
山梨県	発生農場	1
	関連と畜場	1
長野県	発生農場	3
	関連農場	1
	関連と畜場	1
岐阜県	発生農場	22
	関連農場	2
	関連と畜場	1
福井県	発生農場	2
滋賀県	関連農場	1
三重県	発生農場	1
大阪府	関連農場	1
沖縄県	発生農場	4
	関連農場	3

## 愛知県のCSF発生状況 令和2年1月末現在



市町村	農場数	殺処分頭数	発生日	移動制限解除
豊田市・田原市	2	7,231頭	2/6	3/13
田原市	16	17,325頭	2/13	3/25
瀬戸市	1	4,131頭	3/27	5/23
田原市	4	8,151頭	3/28	5/24
瀬戸市	1	1,468頭	3/29	5/23
田原市	1	1,014頭	3/29	6/21
瀬戸市	1	4,641頭	4/10	5/23
田原市	3	1,726頭	4/21	5/24
瀬戸市	1	966頭	4/22	5/23
田原市	2	4,737頭	5/17	7/15
田原市	1	1,271頭	6/12	7/15
西尾市	7	7,827頭	6/29	8/7
長久手市・瀬戸市	2	800頭	7/8	9/11
豊田市	1	312頭	8/9	10/1
長久手市	1	707頭	8/9	9/11
豊田市	1	252頭	8/31	10/1
西尾市	1	966頭	11/19	-
田原市	1	1,770頭	12/17	-
合計	47	65,296頭		

市町村別内訳	発生農場数	殺頭数
豊田市	3	6,184頭
田原市	29	37,605頭
瀬戸市	5	11,423頭
西尾市	8	8,794頭
長久手市	2	1,290頭
合計	47	65,296頭

関連農場・関連と畜場とは、発生した農場から生きた豚が移動していた、または、発生農場と消毒等をせず、人や車両、施設が共有されていたなど、疫学的にみてCSFの発生の可能性が高い農場で、実際、殺処分を行った農場・と畜場です。

# 国によるCSF及びASF対策 農林水産省の施策

### 農業者

発生県く 発生農場 / 陽性野生イノシシ10km圏内農場

- 早期出荷奨励金**【補助率:1/2】  
陽性野生イノシシ10km圏内農場のみ  
基準額 肥育豚:39,000円 / 頭  
繁殖豚:評価額  
レンジング処理 上限5,000円 / 頭  
(哺乳豚 上限3,000円 / 頭)
- 経営再開支援**【補助率:1/2】  
陽性野生イノシシ10km圏内農場のみ  
空舎期間中の固定経費相当分を支援  
肥育豚:12,000円 / 頭  
繁殖豚:57,000円 / 頭
- 衛生管理向上支援**  
a:衛生管理強化に要する施設整備等を支援【補助率:1/2】  
b:地域で取り組む衛生管理資材の導入・備蓄を支援【補助率:定額】
- 繁殖母豚再導入支援**【補助率:1/2(上限40,000円/頭)】  
陽性野生イノシシ10km圏内農場のみ  
早期出荷を行った農家による繁殖母豚の再導入を支援

**ASF(アフリカ豚熱)**  
ASF(African Swine Fever)  
CSFと同じ豚とイノシシの病気で人にはうつりません。現在、中国を始めとする東南アジアで発生があり、畜産物を不正に日本に持ち込まないことが大切です。

### 流通業者

発生県

**と畜場疾病まん延防止緊急対策事業**【と畜場対策】

洗浄・消毒等設備・機器整備支援  
CSF陽性野生イノシシが確認されている等のリスクの高い地域から豚を受入れると畜場において、家畜運搬車両の出入り、家畜の積み下ろし等に係る工程の衛生管理徹底に要する洗浄・消毒等の設備・機器の改修または新設を支援【補助率:1/2】

**地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業**【食肉流通対策】

- 地域食肉流通円滑化支援**  
a:肉豚集荷輸送費支援【補助率:1/2】  
と畜場併設食肉処理施設の稼働率の確保・維持を図るため、県外からの肉豚の集荷に必要な輸送経費等を支援  
b:県外肉豚出荷防疫体制強化支援【補助率:1/2】  
県外からの肉豚の集荷における出荷農家、輸送事業者及び家畜の受け渡しポイントにおける消毒設備等の整備を支援
- 食肉等流通体制維持支援**  
a:メンテナンス支援【補助率:1/2】  
と畜場併設食肉処理施設等が長期に渡り稼働が停止した場合に維持管理に係る経費を支援  
b:食肉処理従事者体制維持支援【補助率:1/2】  
と畜場併設食肉処理施設等と契約している食肉処理従事者について、一時的に他の食肉処理施設等に派遣する際の経費を支援
- 食肉等流通事業者資金融通円滑化支援**  
a:食肉流通経営維持資金【補助率:定額】  
と畜場併設食肉処理施設等が当面の運転資金を借り入れる際の利子の一部を支援  
b:食肉流通資金融資円滑化支援【補助率:定額】  
と畜場併設食肉処理施設等が信用補完制度を活用し、当面の運転資金を借り入れる際の保証料の一部を支援
- 地域豚肉流通促進支援**  
養豚業の再生後の消費需要を喚起するための販売促進イベントの開催等を支援【補助率:1/2】

### 野生イノシシ対策

ASF侵入防止緊急対策事業【野生イノシシ侵入防止対策】

**農場防護柵設置支援**  
農場や農場が所在する地域における野生動物の侵入防止柵の設置を支援【補助率:1/2】

- ワナ増設支援**  
野生イノシシ捕獲用ワナの購入費用を支援【補助率:定額】
- 検査かかり増し費用支援**  
捕獲した野生イノシシを検査機関に提供するための輸送費等のかかり増し経費を支援【補助率:定額】
- 捕獲活動衛生対策費**  
野生イノシシ捕獲作業による病原体拡散を防止するための消毒資材等の導入を支援【補助率:1/2】
- 検査委託費**  
野生イノシシのCSF検査を民間に委託する場合の委託費を支援【補助率:1/2】
- 経口ワクチン購入・保管支援**  
発生県及びその隣接県が養豚防疫対策として要する経口ワクチンを購入し、保管する取組を支援【補助率:定額】
- 経口ワクチン散布・回収支援**  
発生県及びその隣接県がCSF対策協議会を設置して養豚防疫対策として行う経口ワクチン散布と回収に係る取組を支援【補助率:定額】

**CSF野生イノシシ経口ワクチン導入緊急対策事業及び緊急散布支援事業**【野生イノシシ経口ワクチン投与対策】

### 空海港

水際検疫体制の強化【水際対策】

- 探知犬の増頭**  
アジア周辺国で発生が拡大しているASFの国内侵入リスクを低減するために探知犬を13頭増頭
- 通訳の増員**  
検疫業務を効果的に行うために通訳を48名増員
- 国内線空港の靴底消毒**  
国内線空港における消毒用マットの設置等の靴底消毒に係る取組を支援

令和元年7月31日更新 / 令和元年7月2日公表

## 国からの支援【CSFに対する経営支援対策】 農林水産省の経営支援対策総括表

### 農業者

家畜伝染病予防法での支援

**殺処分家畜等に対する手当金**  
●患畜 家畜の評価額の1/3 ●疑似患畜 家畜の評価額の4/5

**殺処分家畜等に対する特別手当金**  
●患畜 家畜の評価額の2/3 ●疑似患畜 家畜の評価額の1/5

**死体、汚染物品の焼却に要した費用に対する交付金** (1/2)  
場合によっては都道府県が焼却を実施

### 発生農家

**家畜伝染病予防法での支援**

国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置

### 移動制限・搬出制限区域内

**農家に対する助成措置**  
売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成

国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置

### 融資

利率は令和元年10月21日現在

**家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金**

貸付対象 飼料費、家畜購入費、雇用労費、その他経営の再開・継続に必要な経費  
貸付限度額 個人:2千万円、法人:8千万円  
償還期限 5年以内(据置2年以内) → 7年以内(据置3年以内)  
貸付利率 0.675%

**家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金**

貸付対象 飼料費、家畜購入費、雇用労費、その他経営の再開・継続に必要な経費  
貸付限度額 13千円/肥育豚・頭、26千円/繁殖豚・頭  
償還期限 3年以内(据置1年以内) → 7年以内(据置3年以内)  
貸付利率 0.675%

**家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金**

貸付対象 飼料費、家畜購入費、雇用労費、その他経営の再開・継続に必要な経費  
貸付限度額 13千円/肥育豚・頭、26千円/繁殖豚・頭  
償還期限 7年以内(据置3年以内)  
貸付利率 0.675%

地方自治体が利子助成をした場合に、その1/2を特別交付税として措置 / 都道府県農業信用基金協会の弁済金に対する助成

**農林漁業セーフティネット資金** 日本政策金融公庫農林水産事業、沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫

貸付対象 経営の維持安定に必要な資金  
貸付限度額 経営費の6か月分(※)又は600万円  
償還期限 10年以内(据置3年以内)  
償還利率 0.06%

※年間経営費の6/12(6か月分)に相当する額、又は租収益の6/12(6か月分)に相当する額のいずれかの低い額

**畜産特別資金**

貸付限度額 都道府県知事の承認を受けた経営維持計画に定める借入計画額  
償還期限 7年以内(据置3年以内)又は15年以内(据置5年以内)  
償還利率 0.06%として措置

**赤字は新たに追加された項目です。**

### 家畜防疫互助基金支援事業

●新たに豚を導入し、経営を再開する場合には、経営支援互助金を交付。

	家族型	企業型
繁殖用種豚(雌)	49,000円	57,000円
繁殖用種豚(雄)	49,000円	57,000円
肥育豚(21日齢以上)	10,000円	12,000円

●殺処分した豚を自身の負担により焼却・埋却した場合には、焼却・埋却等互助金を交付。  
上限単価(1頭あたり):4,000円(2,000円※)  
※家畜伝染病予防法の規定により、「患畜」、「疑似患畜」として焼却・埋却費用の1/2の交付を受けた場合は、焼却・埋却等互助金の単価は①の額となる。

### CSFを防ぐには?

**農場の徹底した衛生管理が重要!**

- 関係者以外の養豚農場への立ち入り禁止
- 農場(畜舎)に出入りする際には、靴底など消毒
- 飼料に生肉を含む又は含む可能性がある場合は、十分に加熱処理

など

### 移動制限区域、搬出制限区域って何?

**移動制限区域**  
豚等が患畜・疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合に、家畜等の移動を禁止された発生農場を中心とした半径3km以内の区域

**搬出制限区域**  
豚等が患畜・疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合に、家畜等の当該区域からの搬出を禁止された発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域

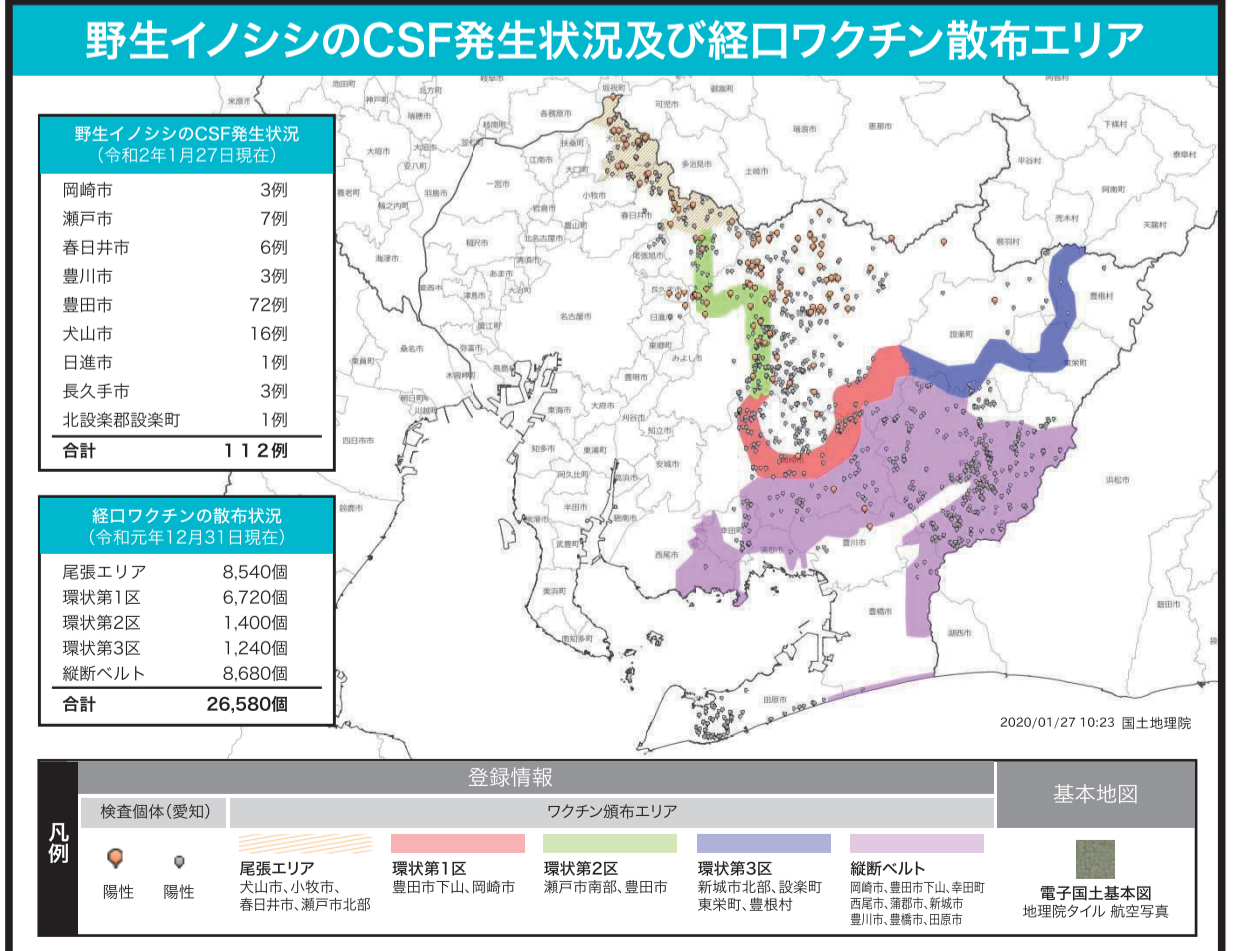
## 愛知県によるCSF緊急対策等

予算額	(2018年度) 即決+2月補正	(2019年度~) 当初補正	5月補正	6月補正	9月補正	12月補正	合計
防疫対策費	1,202	0	1,134	298	2,282	88	5,003
防疫体制強化費	66	104	50	550	500	0	1,270
感染拡大防止対策費	110	11	0	0	173	15	309
野生イノシシ対策事業費	0	0	0	360	0	0	360
あいちの豚肉消費拡大事業費(風評被害防止対策費)	1	10	0	0	1	0	12
早期出荷促進対策費	0	0	0	102	0	55	157
系統豚安定供給推進事業費	0	0	0	8	0	0	8
飼養豚ワクチン接種事業費	0	0	0	0	0	82	82

※ 百万円未満を四捨五入しているため、合計欄は一致しないことがある。 単位:百万円

- 防疫対策費**  
防疫対策の推進  
殺処分等の防疫措置に係る資材の購入、埋却作業や消毒ポイント作業に要する経費等
- 防疫体制強化費**  
県畜産施設整備費  
【内容】車両消毒設備、イノシシ侵入防止柵等
- 養豚農場緊急消毒実費**  
家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒作業の実施
- 車両消毒施設整備事業費補助金**  
【設置地域】渥美地域、西三河地域等 【設置数】10か所 ...などの費用
- 感染拡大防止対策費**  
野生のイノシシ移動防止柵の設置
- 野生イノシシ対策事業費**  
野生イノシシの捕獲強化、野生イノシシCSF検査の実施

- あいちの豚肉消費拡大事業費**(風評被害防止対策費)  
県産豚肉の安全性に関する広報活動、イベントの開催
- 早期出荷促進対策費**  
国の早期出荷促進対策に係る農家支援  
【内容】早期出荷奨励金、経営再開支援、農場の施設設備整備  
【対象】CSF感染野生イノシシが確認された地点から半径10km圏内の養豚農場
- 系統豚安定供給推進事業費**  
殺処分した農家の経営再建に際して必要となる母豚の供給量を増強するため、県有施設において母豚の生産頭数を拡大
- 飼養豚ワクチン接種事業費**  
ワクチン接種にかかる経費  
国の「CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針」の改正により、飼養豚に対してワクチン接種等を実施  
【対象農場】県内すべての養豚農場  
【接種頭数】一斉接種:約24万頭(県内で飼養されている豚)  
追加接種:約21万頭(一斉接種後に生まれた子豚等)



外に、殺処分した豚に対する国からの手当金(県予算対象外) 2,300百万円(県試算) 家畜伝染病予防法に基づき、と殺された豚の評価額全額等を手当金として農家に対して国が直接交付するもの。